

## 令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人れしーぶ
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年12月10日及び11日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 役員候補者案を理事会の報告事項ではなく、評議員会の目的である事項として決議すること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事会において、評議員会の招集に当たり、その目的である事項（議題）として新役員の選任は決議されていたが、役員候補者案は理事会の報告事項として提出されていたため、役員候補者案が評議員会の目的である事項の議案としては確定されていなかった。</p> <p>ついては、新役員の選任を議題として評議員会を招集する場合には、評議員会に議案として提案する役員候補者案は、議案として理事会に提案し、確定させること。</p> <p>（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条）（規則第2条の12）</p>	<p>今後、評議員会に議案として提案する役員候補者案は、理事会へ決議事項として提案を行い、評議員会への候補者選定の議案として確定することとする。</p>
2	<p>計算書類の附属明細書について、次のような不備があった。</p> <p>①借入金明細書において、区分欄の記載が漏れていた。</p> <p>②補助金事業等収益明細書において、老人事業の区分に記載されるべきぬくもり拠点の補助金収益（20,999,000円及び13,200円）が介護事業の区分で計上されていた。また、こはる、つばさ、HALPLACE、くらら拠点の補助金収益も障害事業の区分に記載すべきところ、介護事業の区分に記載していた。</p> <p>③貸借対照表では設備等整備積立金及び設備等整備積立資産と記載されているのに対し、積立金・積立資産明細書では施設・設備等整備積立金及び施設・設備等整備積立資産と記載されていた。</p> <p>④れしーぶ拠点区分において、法人本部サービス区分及び居宅介護支援事業（公益）サービス区分の当期末支払資金残高にマイナスが発生している。この資金の不足分について、実質、</p>	<p>計算書類の附属明細書についての不備な箇所①～④が発生した原因は、法人事務局及び統括会計責任者のチェック機能の不備から生じた事案である。</p> <p>再発防止のために、決算時の決算書類は、法人事務局及び統括会計責任者においては社会福祉法人指導監査会計管理マニュアルの具体的な指導事項を読み返しながら不備がないように努め複数の人数でチェックを行うようにする。</p>

	<p>他のサービス区分の資金で補っているにもかかわらず、サービス区分間繰入金として資金収支明細書及びサービス区分間繰入金明細書に反映されていなかった。</p> <p>については、計算書類の附属明細書は、様式に従って正確に作成し、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>なお、③については、前回も文書指摘しており、その際貴法人は「計算書類の附属明細書についての不一致の原因は転記ミスであり、今後、計算書類の附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図るよう改善する。」旨回答されているものの改善されていないので、原因を分析し、再発防止策を講じて必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第2条) (運用上の取扱い26)</p>	
--	--	--